

## 鮭川村告示第41号

令和6年度鮭川村特殊詐欺防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月16日

鮭川村長 元木 洋介

### 令和6年度鮭川村特殊詐欺防止機能付電話機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内における特殊詐欺及び悪質な電話勧誘販売による消費者被害の未然防止を目的として、迷惑電話防止機能を有する電話機及び機器（以下「電話機等」という。）を購入する費用に対し、鮭川村補助金等の適正化に関する規則（昭和47年規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて、指定した預貯金口座に現金を振り込ませる等の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪被害をいう。
- (2) 電話機等 電話の着信時に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を自動で録音する機能を有する特殊詐欺を防止するための固定電話機（ファックスを含む）又は固定電話機に取り付ける機器で、村長が認めたもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本村に居住し、かつ補助金交付申請時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている、満18歳以上の者であること。
- (2) 対象機器を購入後、本村内において電話機等を設置及び迷惑電話防止機能等を適切に設定し、それを村長が確認することに同意した者であること。
- (3) 機器の設置後に生じた迷惑電話による損害について、村が一切の責任を負わないことについて了承した者であること。
- (4) 村税等（各種保険料・使用料を含む）に滞納がない世帯。
- (5) 申請者及びその世帯員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、電話機等の購入に要した費用（その設置に要する費用、付随するサービスの加入及び利用に要する費用等は除く。）とする。

2 補助の対象となる電話機等は、未使用のもので、1世帯につき1台に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。

（補助金交付の申請手続）

第6条 申請者は、鮭川村特殊詐欺防止機能付電話機購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の必要書類を添えて、令和7年2月28日までに村長に提出しなければならない。

（1）電話機等の購入時の領収書（申請者の氏名、品名、事業者名、日付の記載があるもの）の原本又は写し

（2）購入した電話機等のカタログ又は取扱説明書の写し

（3）その他村長が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定）

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容等を審査し適当と認めるときは、速やかに交付の決定をするとともに、その額を確定し、令和6年度鮭川村特殊詐欺防止機能付電話機等購入費補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次のとおり条件又は指示を付けることができる。

（1）補助金交付規則及びこの要綱を遵守すること。

（2）補助金交付の対象となった電話機等を他人に転売、譲渡、又は目的に反して使用しないこと。

（3）村長が行う調査又は資料の提出の求めに対し、誠意を持って応じること。

（補助金の交付）

第8条 村長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 第7条の規定による交付決定の日において、第3条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、村長が補助金の交付が不適當であると認める事情があるとき。

(4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 村長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

(使用状況の調査)

第11条 村長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた電話機等の使用状況等について調査することができる。

(財産処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けて取得した電話機等は、法令等の規定に基づき適正に管理し、補助金交付申請日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。